

による移動量を勘案して設定するものとする。可動橋の先端の鉛直方向の移動量は、朔望平均干満潮位差に1.0mを加えたものとすることができる。

- ③公共交通の用に供される移動式旅客乗降用施設については、高齢者及び身体障害者等の利用を考慮して、車椅子等での安全な移動が可能となるよう十分に配慮する。その際には、公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン¹⁾を参考にすることができる。

2.3 性能照査

(1) 移動式旅客乗降用施設の性能照査に当たっては、道路橋示方書・同解説²⁾、立体横断施設技術基準・同解説³⁾を参照することができる。

(2) 移動式旅客乗降用施設は腐食環境下での利用となるので、耐久性を損なわないよう防食に配慮する。

2.4 附帯設備

(1) 移動式旅客乗降用施設には、旅客の安全を考慮して必要な附帯設備を設ける。

(2) 手すりは、転落防止対策のほかに、旅客に与える危険な印象を和らげ、通行を円滑にする機能を有している。手すりの高さは1.1m以上とすることができるが、これは標準的な体型の成人が飛び越えないように配慮した高さであり、幼児、子供、車椅子による利用者等に対しては、手すりが有効に機能しない可能性があるので、転落防止のための支柱、棧、金網等を施し、危険を感じさせない構造とする必要がある。

(3) 旅客を安全に移動式旅客乗降用施設に導くために、出入口に柵、ロープ、チェーン等を設ける。柵等の安全に必要な設置高さは70cmを標準としてもよい。また、ロープやチェーンの場合はしっかりと張り、必要以上にたるませない。

(4) 覆いを設ける場合は、高さ2.1m以上とすることができる。

(5) 施設の延長が60mを越える場合には、非常口を設ける。出入口と非常口、または非常口と非常口の間隔は60m以内とし、通路に非常口を示す標識または標示を設ける。

(6) 幼児や児童も含めて、不特定かつ多数の者の利用が見込まれる場合における転落防止柵の構造形式や諸元等については、必要に応じて【施】第4章14.8 親水性護岸及び【施】第4章5 親水性防波堤を参考とすることができる。

【参考文献】

- 1) (財)交通エコロジー・モビリティ財団：公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン，2001.
- 2) (社)日本道路協会：道路橋示方書・同解説，2002.
- 3) (社)日本道路協会：立体横断施設技術基準・同解説，1979.